

感染症法第36条の6第2項に基づく公表（2025年12月時点）【宿泊施設】

対応時期 (目途)	流行初期 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等 の公表が行われてから1か月以内)		流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等 の公表が行われてから6か月以内)	
対応の内容 (確保する宿泊施設数、 居室数)	施設数	居室数	施設数	居室数
	7施設	1,304室	12施設	2,621室